

## 愛川ブランド認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛川町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材と、優れた技術・技法から生み出された数多くの町産品の中から、特に優れたものについて、町が愛川町のブランド（以下「愛川ブランド」という。）として認定を行うために必要な事項を定め、町内外へその魅力を発信することにより、優良産品のさらなる育成をはじめ、本町の知名度の向上、観光物産の振興、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町産品 原則として愛川町内で生産又は製造された農林水産物、加工品、工芸品、食品等をいう。
- (2) 事業者 農林水産業、加工業、製造業又は飲食店を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であつて、原則として町内に住所又は主たる事業所を有するものをいう。
- (3) 認定 原則として事業者からの申請に基づき、第4条に規定する認定基準に適合する町産品に対し、愛川ブランドとして認めることをいう。

### (認定対象)

第3条 認定の対象は、町産品とする。

### (認定基準)

第4条 愛川ブランドとして認定する基準は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 必須要件

- ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）等、関係法令を遵守していること。
- イ 業界団体等における製造基準及び表示基準を満たしていること。

ウ 公序良俗に反するものでないこと。

(2) 審査基準

ア 愛川町らしさ

町内で収穫された原材料等の使用、町の観光資源等との紐づけ等、本町の風土と歴史に育まれた愛川町ならではの魅力があるもの

イ 独自性

他に類を見ない独自のもの又は類似のものに対して優位性を主張できるもの

ウ 信頼性

品質を維持・向上するための裏付けがあり、信頼性を確保できるもの

エ 市場性

町内外の市場への安定供給、拡大並びに新規顧客及び観光客の獲得に向けた取組みを積極的に展開しているもの

オ 将来性

認定することにより、愛川ブランドの一層の推進、愛川町のイメージや知名度のさらなる向上につながることが期待できるもの

(認定申請者の資格)

第5条 認定の申請を行うことができる者は、事業者で次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 愛川ブランドの推進に意欲的であり、前条に規定する認定の基準を理解していること。

(2) 愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

(認定の申請)

第6条 愛川ブランドの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、愛川ブランド認定申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請に当たって事実と異なった内容等の不誠実な行為を行ってはならない。

3 愛川ブランドの認定申請は、町長が必要に応じて、期間を定めて募集する。

(認定審査委員会)

第7条 町長は、前条第1項の申請があった場合は、愛川ブランドの認定を適切かつ円滑に行うため、愛川町附属機関の設置に関する条例（平成26年愛川町条例第1号）に規定する愛川ブランド認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）に諮問するものとする。

2 認定審査委員会は、町長の諮問に応じて、第4条第2号に規定する審査基準に基づき、認定の審査を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、認定審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(認定の決定)

第8条 町長は、認定審査委員会からの審査結果に基づき、認定の適否を決定する。

2 町長は、認定すると決定したときは、当該申請者に対し、愛川ブランド認定通知書（第2号様式）により通知するとともに、愛川ブランド認定証（第3号様式）を交付するものとする。

3 町長は、認定しないと認めるときは、その理由を付して当該申請者に対し、愛川ブランド認定審査結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 愛川ブランドの認定の効力は、認定証を交付した日から発生し、有効期間は、交付した日から起算して3年間とする。

2 前条の規定により認定の決定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定期間の満了後、引き続き愛川ブランドの認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了する日の2月前までに、愛川ブランド認定更新申請書(様式第5号)を町長に提出（以下、「更新申請」という。）しなければならない。

3 前3条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定マークの表示)

第10条 認定を受けた町産品（以下「認定品」という。）は、愛川ブランドに係る認定マークを表示することができる。

- 2 認定マークの基本規格は、別に定める。
- 3 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。
- 4 町長は、認定マークの使用状況について、認定事業者に対し、必要に応じて報告を求め、検査を行うことができる。

(認定を受けた事業者等の責務)

第11条 認定事業者は、常に認定基準に適合するように努めるとともに、愛川ブランドのイメージを損なうことのないよう誠実に対応しなければならない。

- 2 認定事業者は、愛川ブランドの普及啓発に協力するとともに、愛川町のイメージや知名度のさらなる向上に努めなければならない。

(認定の取消し)

第12条 町長は、第9条の規定にかかわらず、認定品が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業者の廃業、倒産、破産等により、当該認定品を生産又は製造できなくなったとき。
- (4) 認定事業者が認定の取消しを申し出たとき。
- (5) その他本制度の運用に重大な支障を来たす行為があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、愛川ブランド認定取消書(第6号様式)により当該事業者等に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第13条 認定事業者は、認定された内容について、次のいずれかに該当する変更が生じたときは、遅滞なく愛川ブランド認定申請事項変更届(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業者等の名称及び住所、代表者の氏名を変更したとき。
- (2) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (3) 認定基準に適合しない状況に至ったとき。

(4) その他必要と認める事由が生じたとき。

2 町長は、認定内容の変更が認定基準に著しく適合しないなど、認定の継続が適当でないと判断したときは、前条の規定を準用して認定を取り消すことができるものとする。

(損害に対する責任)

第14条 愛川ブランドは、認定事業者の意思による申請を前提に、自主管理を原則とすることから、認定品に問題が生じた場合の責任は、認定事業者に帰属するものであり、認定品の品質、流通、販売、使用等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。

2 認定事業者は、前項に定める事故の内容を確認したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、認定品の苦情等を受けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容を連絡し、認定事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を町長に報告しなければならない。

4 町長は、認定事業者及びその取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(文書の書式)

第15条 この要綱の規定により使用する書類は、別表のとおりとし、その様式は、別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新要綱の規定については、施行の日以後に申請又は更新申請のあった町産品の認

定について適用し、同日前の申請に係る町産品の認定については、なお、従前の例による。

別表（第15条関係）

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	愛川ブランド認定申請書	第6条
第2号様式	愛川ブランド認定通知書	第8条
第3号様式	愛川ブランド認定証	
第4号様式	愛川ブランド認定審査結果通知書	
第5号様式	愛川ブランド認定更新申請書	第9条
第6号様式	愛川ブランド認定取消書	第12条
第7号様式	愛川ブランド認定申請事項変更届	第13条